

秋田市要保護高齢者等シェルター事業受託事業者募集要項

秋田市では、令和8年度要保護高齢者等シェルター事業の受託事業者を下記のとおり募集します。

なお、今後予算の状況によっては、内容に変更があり得ることをあらかじめご承知おきください。

記

1 募集に関する事項

(1) 募集を行う事業

秋田市要保護高齢者等シェルター事業

(2) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

2 募集要件

事業を円滑かつ安定して実施できる法人又は団体もしくは個人で、次の要件を満たすこと。

- (1) 秋田市内に養護老人ホーム、又は指定短期入所生活介護事業所および指定介護予防短期入所生活介護事業所であって専用床を有する特別養護老人ホームを有していること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 秋田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- (5) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

3 応募方法

(1) 提出書類

様式1別紙（要保護高齢者等シェルター事業）のとおり。各様式は、長寿福祉課ホームページに掲載していますのでダウンロードしてください。

- (2) 受付期間
令和8年2月12日（木）から令和8年2月26日（木）まで
- (3) 提出先
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市福祉保健部長寿福祉課（市役所2階）
- (4) 提出方法
提出書類一式を、長寿福祉課に持参（土曜日・日曜日および休日を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）してください。

4 委託契約候補事業者の選定

応募者については応募要件を確認の上、委託契約候補者として選定します。選定に当たっては、必要に応じてヒアリング又は実地調査を行う場合があります。また、選定結果は、応募事業者に通知します。

5 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された申込書等は、返却しません。
- (3) 提出書類の提出後に辞退する際には、辞退届（様式は任意）を提出するものとします。
- (4) 提出された申込書等は、秋田市情報公開条例（平成9年条例第39号）に基づく情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き公開されることがあります。
- (5) 申込書等の提出に関する問合せ先

〒010-8560
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市福祉保健部長寿福祉課（市役所2階）
地域包括ケア担当 大崎・伊藤
直通 018-888-5668
E-mail ro-wflg@city.akita.lg.jp